

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十八号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いたものとする。
- 第十二条に次の一項を加える。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の規定により算定する床面積について準用する。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。